

令和6年9月4日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

## 交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)

標記の件について、これまでも交通事故撲滅に向けて、交通法規の遵守や安全運転の徹底、運行前点検の徹底等について再三の注意喚起を行ってきたところである。

しかしながら、今年度、当課に報告のあった無責事故等を除く許可業者による交通事故報告件数が令和6年7月末現在で 25 件となり、昨年度の過去最多報告件数である 76 件に迫るペースで発生している状況である。

管理監督の立場にある皆様におかれましては、その責任の重大さを認識し、交通事故・交通違反を起こさないという強い意識のもと、従業者の指揮監督に努めていただき、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者であるとの自覚と責任を持ち、改めて安全運転の徹底と交通法規の遵守を徹底し、一般廃棄物収集運搬時の交通事故撲滅に真摯に努めるよう従業者に周知していただくようお願いする次第である。

## 記

### 【令和6年度交通事故撲滅に向けた重点目標】(再掲)

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道乗り上げ、車道の逆走(車両の逆止めを含む)を行わないこと。
- 十分な車間距離をとり、ゆとりのある運転を行うこと。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- アルコールチェック、免許証の確認、車両の日常点検など運行前点検を実施すること。
- 従業者の健康状態や体調管理の把握に努めること。